

【岩泉町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」（令和3年1月）において示されている「個別最適な学び」と「協働的な学び」について、以下の学びの姿を目指す。それぞれの学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。

(1) 個別最適な学び

学習指導要領に示されているように、指導方法や指導体制の工夫改善により「個に応じた指導の充実を図る。また、ICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「主体的・対話的で深い学び」を実現することにより、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができる児童生徒を育成する。

(2) 協働的な学び

探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、自ら問題を発見して課題を設定し、解決していく児童生徒を育成する。

2. GIGA第1期（令和5年度まで）の総括

端末の整備については、十分な検討時間を設けることができなかつたが、先行的に活用していた事例を参考に進めることができた。

通信ネットワークの整備に関しては、教室や特別教室への無線LANの整備を行った。また、自宅にWi-Fi環境が整備されていない家庭に対して、ホームルータを配備し、持ち帰り学習の実施等においてネットワーク環境の充実を図った。

授業における活用のために、OS標準のソフトウェアを学習用ツールとして整備し、教育活動全般での活用が見られた。一方で、授業においては、OS標準のソフトウェアでは対応しきれない「個別最適な学び」「協働的な学び」の双方の充実のため、令和3年度から試験的に協働学習ツールを導入したところ、授業での活用が進んでおり、引き続き活用する見込みである。

3. 1人1台端末の利活用方策

端末の更新に当たり各学校及び関係各課が情報共有を図りながら更新作業を進める予定である。児童生徒にとって充実した1人1台端末の環境を維持していく。

ICT環境の充実を前提としながら、効果的な活用に向けて、以下の2点について重点的に取り組む。

(1) 研修や情報発信の充実

町内小・中学校校においては、校内研修等で1人1台端末の活用について積極的に扱ってきた。

一方で、学校内でも教員による活用の差が見られ、全体での活用をさらに推進する必要がある。今後は教員の習熟度に応じた研修の機会を設けていく。

また、個別最適な学びと協働的な学びを充実させるためには、1人1台端末の活用場面を限定しない授業をつくる必要があり、その理解を促す必要がある。今後も県と連携を図りながら実践例の収集や効果的な利活用についての情報共有を図る。

(2) 誰一人取り残さない児童生徒の学びを保障

不登校児童生徒、別室登校児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒及び障がいのある児童生徒等、いわゆる個に応じた指導が必要な児童生徒に対し、1人1台端末の活用により、学びの機会と質の向上を図る。

具体的にはオンラインでの教育相談、授業のライブ・アーカイブ配信、読み上げ教材の活用等が考えられる。

また、児童生徒の特性に応じ、入出力装置やデジタル教材の整備を継続し、学習効果を高めることにも努める。

4. 今後の計画

上記の1人1台端末の利活用方策における重点的に取り組む事項については、令和6年度から情報収集等を開始しており、県や県内各市町村と連携しながら、情報収集に努める。

研修に関わる事項については、県と連携を図りながら、従来の研修内容と併せて習熟度に合わせた研修の実施・検討する。

また、端末の整備としては、これまでの課題やこれから解決する必要がある課題について、児童生徒の1人1台端末の利活用がなくては解決できないものであると考えられるため、今回整備する端末の更新が必要となる時期（5年後を予定）に、確実に更新し、児童生徒の学びに空白が生まれないようにしたい。